一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一・八トン
三	二六トン
四	四四、○三六トン
五	一、六四六トン
六	二五トン
七	九トン
八	一七・七トン
九	四八、一〇七トン
一〇	一〇、〇七四トン
一一	一三、九一三トン
一二	六七、四七三トン
一三	五、四八四、九六一トン
一四	一、一二二、〇六四トン
一四の二	六六七、七六三トン
一五	八〇六トン
一六	五、二〇六トン
一七	一三七、九四〇トン
一八	一五、七四八トン
一九	一、一七六トン
二〇	三九九トン
二一	三〇、九八四トン
二二	四六八トン
二三	六、八一六トン
二四	七三トン
二五	○トン
二六	六、一八七トン
二七	一八、四九七トン
二八	七トン
二九	三六〇トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、四八四、九四〇トン
一四	九四四、八七〇トン

○財務省告示第百三十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十万七千二百三十五トン

二　冷凍牛肉　二十七万九千六百五十三トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万九千八百十八トン

二　冷凍牛肉　十一万六百八十四トン

○財務省告示第百三十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十四万九百五十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　七十四万九百八十四トン

○財務省告示第百三十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万八千六百七十三トン

二　冷凍牛肉　十六万二千七百八トン

○文部科学省告示第八十一号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十八年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十八日

文部科学大臣　馳　浩

一　取得できる普通免許状の種類

幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十八年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関

国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者で、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、市町村長が指定したへき地保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。）において、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に三年以上従事したもの（一月当たり百二十時間以上従事したものに限る。）

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成八年四月一日までに生まれたもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十八年九月四日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十八年十月十六日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学及び国立大学法人香川大学を除く。）の定める場所